

5 監許 第 127 号
令和 5 年 8 月 7 日

(株) 亀山電機

代表取締役
北口 功幸 様

長崎県知事 大石 賢吾



一般 建設業の許可について (通知)

令和 5 年 6 月 30 日付けで申請のあった一般建設業については、

建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので通知する。

記

許可番号	長崎県知事 許可(般-5)第 14727 号
許可の有効期間	令和 5 年 8 月 8 日から 令和 10 年 8 月 7 日まで
建設業の種類	電気工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 10 年 6 月 26 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)